

## 制度のご案内

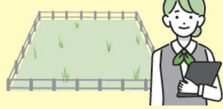
## 所有者が不明な土地に関して



2024年5月号でご案内した「不動産登記制度の見直し」と並び、所有者不明土地の解消に向けた法律改正のひとつ、それが「相続土地国庫帰属制度」です。

### 手続イメージ

#### 1 承認申請



- ・相続等によって土地を取得した相続人が申請
- ・共有地の場合は共有者全員で申請
- ・申請書及び添付書類の提出
- ・審査手数料の納付

#### 2 法務大臣(法務局)による要件審査・承認



- ・書面審査や実地調査などの要件審査の実施
  - ・要件を満たす場合は、法務大臣が承認
  - ・承認の場合、負担金の額を通知
- ※申請者が希望する場合、申請受付後に、国や地方公共団体等に対して情報提供し、寄附受けなど土地の有効活用の機会を確保

#### 4 国庫に帰属

#### 3 申請者が負担金を納付 (通知を受け取ってから30日以内)

法務省民事局 パンフレット「所有者不明土地の解消に向けて不動産に関するルールが大きく変わります。」(2024.4版)より抜粋

相続や遺贈により土地の所有権を取得した「相続人」であれば、申請は可能です。ただし、「どんな土地でもOK」というわけではありません。審査手数料(14,000円/筆)と承認後は負担金(土地により異なる)も必要となります。

#### <国庫帰属が認められない土地の主な例>

- 建物、工作物、車両等がある土地
- 通路など他人による使用が予定される土地
- 危険な崖がある土地
- 境界が明らかでない土地
- 担保権などの権利が設定されている土地
- 土壌汚染や埋設物がある土地

詳細は、こちら⇒



(相続土地国庫帰属制度のご案内(法務省))

2024年6月号でご案内した「万一の備え」について、決算時期を中心に、整理した資料をご案内しております。お考えいただくきっかけになれば幸いです！

## みやぎ税務会計事務所よりお知らせ

状況は刻々と変わります…よね…。必要な保障も変わっているかもしれません…。

株式会社〇〇様

	被保険者	証券番号	生命保険会社	保険種類	保険期間	保険料 払込期間	契約日	月間保険料	死亡保険金額	がん保障	重大疾病保障	身体障がい保障	要介護	入院日額
1	〇〇 〇〇	00000000	〇〇生命	定期保険	**年	**年	****/**/**	〇〇〇円	1,000万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
2	〇〇 〇〇	00000000	〇〇生命	定期保険	**年	**年	****/**/**	〇〇〇円	1,000万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
法人合計								〇〇〇円						

### 【編集後記】

先日、あるきっかけで「SDGs」の目標を見ました。「SDGs」という言葉を知らなかったわけではありませんが、「そんな大きな話は、所詮 大企業が“ウチはこれに取り組んでいます！”とアピールするもの」と思っていました。

ですが、少し視点を変えて調べてみると、現在では中小企業でも取り組みが推進されており、関東経済産業局(METI)では先進事例が、中小機構からは「活用ガイドブック」が公開されていました。中小企業・中小零細企業でも取り組むべきものとして考えられているのです。

「SDGs」の日本語訳は「持続可能な開発目標」ですが、「事業そのものによる社会課題への解決」が求められています。目標は、身近なものから世界の話まで様々です。身近なものは、「生産性を上げる」「安心・安全な労働環境」「同一労働同一賃金」などで、皆さまの経営上のお悩みと同じではないでしょうか。([8.働きがいも経済成長も]より) 目の前の課題への本気の取り組みが、大きな目標へとつながっていくのかもしれない。

